

議 事 録

会議名	平成29年度 第1回寒川町都市計画審議会		
開催日時	平成29年7月21日（金）午前9時30分～11時30分		
開催場所	議会第1会議室		
出席者名、欠席者名及び傍聴者数	<p>委 員：松久委員、二ノ宮委員、千葉委員、柳下委員、佐藤委員、天利委員、加藤委員、梶田委員、山田委員、鈴木（潔）委員、島村委員、内野委員、山口委員</p> <p>事務局：都市建設部－黒木部長 都市計画課－小林課長、渡辺副主幹、杉崎主任技師、廣田主事 田端拠点づくり課－廣田参事、金子技幹、野地主査</p> <p>〔欠席委員：磯川委員、鈴木（仁）委員〕</p> <p style="text-align: right;">傍聴者 3名</p>		
議 題	<p>議題（1）会長、副会長の選出について</p> <p>報告事項（1）都市計画道路の変更（事務的見直し）等について</p> <p>報告事項（2）寒川町都市マスタープランの改定について</p> <p>報告事項（3）田端西地区の区域区分の変更等について</p>		
決定事項	<p>会 長：加藤仁美委員</p> <p>副会長：島村繁委員</p>		
公開又は非公開の別	公開	非公開の場合その理由（一部非公開の場合を含む）	
議事の経過	<p>1. 開会</p> <p>【黒木都市建設部長】</p> <p>本日は、皆様大変お忙しいところ、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。定刻となりましたので、ただ今より、平成29年度第1回寒川町都市計画審議会を開催させていただきます。なお、本審議会は寒川町都市計画審議会条例第1条に規定されているとおり、都市計画法第77条の2に基づき設置して</p>		

いるものとなります。私は、本日の会議で、会長が決定するまでの間、進行を務めさせていただきます都市建設部長の黒木と申します。よろしくお願いいたします。大変恐縮ではありますが、ここからは座って進めさせていただきます。

では、会議に入ります前に、本日の会議の概要と、配布資料の確認をさせていただきます。

本日の会議の概要ですが、今年度4月1日付けで委員の皆様の改選が行われたことに伴い、町長より、委嘱状の交付をさせていただきます。続きまして、議題として、こちらも委員の改選に伴い、会長・副会長の選任につきまして、お願いいたします。

会長・副会長の選任後は、報告事項として3点、皆様にご報告させていただきたいと思っております。なお、3つの報告事項につきましては、いずれも現時点での事業の進捗を報告するものとなるため、諮問・答申等の詳細な審議につきましては、それぞれの説明の中で今後のスケジュールを明示させていただきますので、よろしくお願いいたします。

次に、配布資料の確認に移らせていただきます。

会議次第、次に資料1-1として「寒川町都市計画審議会条例」、資料1-2として「寒川町都市計画審議会委員名簿」、資料2として「説明用スライド資料」、資料3として「寒川町都市マスタープラン改定の概要」、まず、ここまでの資料で過不足等がありますか。

なお、複数ページにわたる「寒川町都市マスタープラン改定素案」につきましては、表紙に記載のとおり、本日時点の改定素案をお示しするものであり、内容につきましては今後、庁内の意見照会を経て、パブリックコメントの実施に向けて更に精査を進めていくものとなりますので、よろしくお願いいたします。

また、今回は4月1日の委員改選後初めての都市計画審議会となるため、別途配布資料として、いずれも最新版となる「茅ヶ崎都市計画総括図」と「茅ヶ崎都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の冊子をお配りさせていただいております。

全体を通して、過不足等ないでしょうか。

それでは、これより町長から委員の皆さんに委嘱状の交付をさせていただきます。町長が皆様の席までまいりますので、恐れ入りますが私が名前をお呼びしましたら、その場でお立ち頂きますようお願いいたします。

《委嘱状交付》

【黒木都市建設部長】

ここで、木村町長よりご挨拶を申し上げます。

【木村町長】

改めまして皆さんおはようございます。ようやく梅雨が明けて夏本番に入った所ではございますが、これからまだまだ暑い日が続きますが、皆様にはお体にお気をつけていただきたいと思います。本日は皆様ご多忙の中ご出席いただきまして誠に有り難うございます。また日頃より町の都市計画行政にご協力いただきまして厚く御礼を申し上げます。本日は、任期が改まっての最初の審議会ということでございます。諮問案件は本日ございませませんが、報告事項ということで3件あります。

概略を申し上げますと、都市計画道路の変更。これは事務的な見直しでございます。次の都市マスタープランの素案については、担当より説明申し上げます。まさに、素案ということでございますので、まだ、中身については十分煮詰まっていらないところではあります。よろしくご説明申し上げます。田端西地区につきましては、さがみ縦貫道路が平成27年に全線開通しまして、その寒川南IC周辺の土地利用を図ろうということで、田端西地区のまちづくりを進めているところでございます。そういった部分で地元の準備会等との調整が現状どのような経過か説明させていただければと思います。

冒頭に申し上げましたけれども、さがみ縦貫道路の開通に伴って、町も産業や、日常生活において広範囲な移動が可能になり、様々な部分でその影響がありプラスの効果が出ています。日産工機の前では、大規模な小売店舗が開設をされ、また小谷地内には、約10haの敷地に、大型の物流施設の建設が進められています。内容は、食料基地ともなる施設ですけれども、そういったものの建設が進められ、建物もようやく見えてきたという状況でございます。

また、相模線の用田踏切の南側には、新たにスーパーの建設がこれから始まるということで町内各地の従来とは異なるまちづくり、新設店舗の建設が動き始めたところなんです。

これに伴い、新しい道路網、新たな鉄道路線の関係、また、新幹線新駅という大きな命題もあります、これは、町だけでなく県としても取り組んでいく大きな課題ではありますが、その駅の予定地に寒川町があるということで、これからのまちづくりにおいては、大きく関わってくることでございます。

こういった大きな変化変貌がこれからは予測されてくる寒川でございます。今後のまちづくりについて、ぜひ皆様のご意見を頂ければなと思っていますのでございます。どうぞ、今回もよろしくお願い申し上げます。

【黒木都市建設部長】

ありがとうございました。なお、委員の任期につきましては、寒川町都市計画審議会条例第3条の規定に基づき、2年間となっておりますので、よろしく願いいたします。それでは、ここで委員の皆様より自己紹介をお願いいたします。

なお、本日、農業委員会長の磯川委員、藤沢土木事務所長の鈴木委員は所用により欠席されております。それでは、資料1-2寒川町都市計画審議会委員名簿に従いまして、松久委員さんから順次お願いいたします。

【委員自己紹介】

【事務局職員自己紹介】

【黒木都市建設部長】

なお、町長は他の公務がございますので、ここで退席させていただきます。

【町長退席】

【黒木都市建設部長】

さて、寒川町自治基本条例の施行に伴い、町が開催する審議会及びこれに準ずる会議については、原則として公開することとなっております。従いまして、本審議会においても傍聴希望者は、個人情報に関する審議事項を除いて、傍聴できることとなっております。

本日、3名の傍聴希望者がお見えになっていますが、入室いただいでよろしいでしょうか。

(了承を得る)

【黒木都市建設部長】

また、審議会等の議事録につきましては、これまでどおり議事録を作成しまして、委員の皆様にご確認をいただいた後に、ホームページ等で公開させていただきますので併せてお願いいたします。それでは、これからご傍聴者の方に入室いただきます。

【傍聴者入室】

【黒木都市建設部長】

それでは議題に入りますが、正副会長が決まるまでの間、引き続き事務局で進めさせていただきます。本日の出席委員は13名で、寒川町都市計画審議会条例

第5条第3項の規定により、過半数の委員が出席されておりますので、本日の会議は成立要件を満たしておりますことをご報告させていただきます。

それでは議題1、「会長、副会長の選出について」ですが、寒川町都市計画審議会条例第4条第1項の規定により、委員の互選によることとなっております。例年、推薦させていただく形で選任されておりますが、今回も推薦の方法でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【黒木都市建設部長】

皆様のご賛同をいただきましたので、推薦の方法にしたいと思います。どなたかご推薦をお願いいたします。

【千葉委員】

委員の千葉でございます。ただいま委嘱状をいただきまして、メンバーの中には初めての方もおられますので、事務局にただいまの内容につきまして提案があれば、ご提案いただければと思いますが、いかがでしょうか。

【黒木都市建設部長】

千葉委員からのご提案がありましたが、事務局から案はありますか。

【小林都市計画課長】

事務局からとのことでしたので、ご提案させていただきます。

会長職につきましては、前の任期中においても会長を引き受けていただいている東海大学の加藤先生にお願いさせていただきたいと思っております。

また、副会長については、3期にわたり審議会の委員をお務めいただいております、寒川町商工会の島村会長にお願いさせていただきたいと思っております。

【黒木都市建設部長】

ただ今、事務局より会長には引き続き「加藤委員」を、また、副会長にはこれまでのご経験から「島村委員」との提案がございましたが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【黒木都市建設部長】

加藤委員、島村委員、お引き受けいただけますでしょうか。

【加藤委員】

はい。

【島村委員】

承りました。

【黒木都市建設部長】

ありがとうございます。よろしくお願いいたします。それでは、正、副会長が決まりましたので、加藤会長につきましては、恐れいりますが前の席に移動をお願いいたします。

【会長移動】

【黒木都市建設部長】

それではここで、正、副会長よりご挨拶をお願いいたします。まず、加藤会長よろしくお願いいたします。

【加藤会長】

ただいまご推薦にあずかりました東海大学の加藤と申します。よろしくお願いいたします。実は、寒川町とご縁がありましたのは、もう10年くらい前になるでしょうか。高さの規制ですね、全体的に変えたいというご相談があり全面的にご協力させていただきました。近年は、都市マスタープランの改定にあたり意見交換等をさせていただいたところでございます。

都市計画の話題、都市の骨格的な話が先ほども町長からございましたけれども、道路、それから拠点の話が出てくるかと思えますけど重要な案件が今後次々と出てきそうでございます。皆様のご協力の元に進めていきたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

【黒木都市建設部長】

続きまして、島村副会長よろしくお願いいたします。

【島村副会長】

ただいま、副会長のご推薦をいただきました島村でございます。

先ほど事務局のほうから3期に渡る経験者というお話がありましたが、非常に不勉強で心許ないですが、会長の加藤さんに少しでもお役に立てるように副会長を承りたいと思っております。よろしくお願いいたします。

【黒木都市建設部長】

それでは、これからの進行は、加藤会長にお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

【加藤会長】

それでは、「4. 報告事項（1）都市計画道路の変更（事務的見直し）等について」に入ります。事務局より説明お願ひします。

（事務局より報告事項（1）の説明）

【加藤会長】

ありがとうございました。ただいまの事務局のご説明でございますけれども、何かご質問等がありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

【松久委員】

都市計画道路の変更図面にある黄色の線が計画で、青色の線、どこでも良いのですが。黄色の線から青色の線変更されたのはいろいろな問題があったと思いますが、黄色から青色にすることによって不都合は生じない、または生じていないんですか。それが1点目です。

それから住居地、これは図面の見方を教えていただきたいのですが、四角になっているのは住宅だと思ひますが、この図面で教えていただきたいのですが、住宅の半分とか、一部がひっかかっていますね。グリーンと黄色がありますね。黄色のほうは第一種住居地域、グリーンのほうは第一種中高層住居専用地域になっています。そうすると、図面上、住宅または店舗の一部が第一種住居と、それから中高層住居となりますが、そういう見方でよろしいんですか。

【加藤会長】

よろしいですか。質問は2点でございますけれども、黄色い線から青い線になった経緯と、それから用途地域図の読み方をご説明いただいてもよろしいでしょうか。

【事務局】

まず1点目の黄色い線が青色の線になった経緯です。経緯は説明させていただいたとおり、青い線のほうで県道の整備が行われました。実際に青い線のほうで、土地の買収の問題であるとか、道路の構造の問題で、十分青色の線の中できちんとした道路構造に基づいた道路ができるということで、黄色い部分までは整備が

不要だったということになります。そのため、青い線で実際に整備が行われて、ずっとそのまま黄色い線の部分までは都市計画道路が残りました。県のお話ですと、今後、将来的にもしかしたら広がるかもしれないという可能性もあったので、今日まで都市計画を変更せずに残っていたという状態になります。

黄色の線から青色の線に変わるというところで、今回、変更における不都合は、地権者の方々には一切ないという形になります。一応今、地権者の方々には説明させていただいていまして、皆様に了解をいただいているような状態になります。

また、実際に何軒かが、まだ黄色い線のままですと、家を建て替えるときに都市計画法の手続が必要な状態になってきますので、今のままですと不都合が生じてしまっているという状態になります。以上になります

【加藤会長】

よろしいでしょうか。むしろ都合がよくなるというお話だと思います。では用途地域の読み方でしょうか。

【事務局】

用途地域に対しては、松久委員におっしゃるとおり、家の、建物の真ん中が用途の境になっているという状態になります。ただ、家を建てるときには、家を建てる敷地の過半の用途というのが敷地に対して適用されるような形になります。全ての家を確認させていただいていますが、関係している家の敷地と、今の家がある場所に対しては、用途の境が変わろうとしているのですが、変わったときに、現状の使い方に変更が生じることはないかと考えております。

【加藤会長】

よろしいですか。

【松久委員】

1つは黄色の計画がありましたね。あの計画は理論があって計画をしているはずですね。計画をつくるときに黄色の計画をしています。これは幾つかの論理があってやっているはずですが、それを青色の線に変わっているというのはよく理解できますが、それをできなかった理由が実は知りたかった。例えば、地権者と会話をいろいろするなかで、合意に至らない。至らなければ交通渋滞を招いてしまう。それだったら先に、交通渋滞を招かない、または生活に支障がないほうを優先してやりましたという、それだったら理解できる。今の説明は全くわかりませんでした。

【加藤会長】

黄色い線で実現しなかった理由でしょうか。

【松久委員】

黄色の線で実現させたいという計画ですが、そうすると、なぜその計画のままできなかったのかということを知りたい。

【加藤会長】

なるほど。

【松久委員】

配布された資料で薄々は分かっているんです。地権者がいるからそう簡単にうまくいかないじゃないですか。

【加藤会長】

そうですね、民有地にかかっていますから。

【松久委員】

それをやっていると寒川町の発展のためにあまりよくないよと。だから最低限、交通渋滞を招かないとか、もろもろの生活環境を守る等々で青色の線にしましたというのだったらよく理解できます。

【加藤会長】

いかがでしょうか。

【松久委員】

多分そういうことでしょう。

【事務局】

主に松久委員がおっしゃられていたような内容になります。

【松久委員】

わかりました。

【事務局】

よろしいですか。

【松久委員】

はい。

【事務局】

一応それぞれの路線ごとに、例えば中海岸寒川線ですと、北側のほうは宅地がなかったので、そちらのほうに線形を振ることによって、南側の宅地にできるだけ影響がないようにということで整理をしたと。基本的にはそういった形で全部整理を行いましたので、できるだけ皆さんのお宅の区域には影響がないような形での整備ができるような形でということで、県のほうで整備が行われたという形になります。

【加藤会長】

変更することによって交通上の支障はないという、そういうことも判断できるのでですね。

【事務局】

そうです。支障はないです。

【加藤会長】

ありがとうございました。ほかに何かございますか。よろしいですか。

それでは次に移りたいと思います。(2)になりますけれども、「寒川町都市マスタープランの改定について」。事務局からご説明をお願いいたします。

(事務局より報告事項(2)の説明)

【加藤会長】

ありがとうございました。それではただいまの都市計画マスタープランの改定、進捗状況のご報告でございましたけれども、何かご質問等ありましたらお願いしたいと思います。何かございませんか。

【佐藤委員】

1つだけ。今回の都市マスタープランを作成するに当たってのスケジュールだとか、審議会の位置づけだとかというのは非常にわかりやすくなっているかなと思いました。ポイントとしては、この中で「3.全体の構成と改定の視点」というところが説明の中であったと思うのですが、変更計画の中で、改定案のほうでは章立てになってマスタープランをつくりますよという説明があったと思う

のですが、この現行計画に対して、このような改定案に至った振り返りだとか、課題という部分は、読んでとれるといえどとれるのですが、実際、この矢印がある間には、何かしら変更になった理由というのがあるんじゃないかなと思うのですね。その辺のところは丁寧に何か説明できますか。

【加藤会長】

こういう構成に変更した経緯ですね。今までの振り返り、課題というお話がありましたけれども、何か事務局でありますか。

【事務局】

変更経緯は、細かくは皆さんにお配りしている素案の「序章」で変更に至った経緯をまとめさせていただきました。簡単に説明させていただきますと、前回までの都市マスタープランというのは、スライドのとおり、左側が前回の都市マスタープランですが、大きくは、都市づくりの方向性がある、その下に部門別方針と地域別方針ということで、寒川町を3つの地域に分けてまちづくりについて述べていました。

これ自体はそもそも都市マスタープランをつくる時に、神奈川県でつくっている都市マスタープランはこういうふうにつくりなさいという指針のもとに作った経緯があります。

最初の策定は平成7年ですが今から20年前になるかと思います。その当時は、都市の大きな基盤整備であるとか、インフラというところに対しての、都市のハード面での都市づくりが大きく言われていたわけですが、そこから20年を経て、ある程度都市の基盤ができてきている中で、都市マスタープランというのは都市づくりの大きな理念に向けて、都市のハード面の整備だけを述べていても、そこに向かっていく道筋がなかなか見えないというのが大きく課題として出ていました。

そういった中、平成28年からこの改定に取り組んできたのですけれども、その取り組みの中で、町民の方の意見をできるだけ多く、今回は取り入れてやっていこうと進めてきました。

1つは、今回第2章と第3章では、前回は「地域別構想」というのがありましたが、それがなくなっています。まずその大きな経緯としては、前回は寒川町の、わかりやすく言うと、純粹に上から北、中部、南と分けたんですけれども、町民のアンケートや、皆さんの声を聞いている中で、寒川町の暮らしというのは、寒川町を1つにして、例えば周辺、最近では茅ヶ崎であるとか、海老名、平塚というところが1つの生活の拠点にもなって、寒川を拠点にして、周りの都市に買い物に行ったりしながら寒川町での暮らしを楽しんでいるというのが見えてきまし

た。そういったところから考えると、まず寒川町を3つに分けなくて、1つのくくりとして考えるのが一番適切ではないかというところで、今回、地域別構想というものはなくなったというような経緯になります。

今回は、第3章では5つのテーマからまちづくりの進め方について述べています。これについても町民の意見交換会や、一昨年と昨年、産業まつり等でポスターを展示する中で意見を収集してきたのですけれども、その中で、町民の方たちにとってわかりやすいまちづくりの進め方を示すというの、1つの都市マスタープランの方向性なのではないかということです。今まではハード面について、こういうふうに整理していくというような形で説明をしていたのですけれども、今回はそれをもう少しわかりやすく、どういう町にしていきたい、その結果として、こういう道路整備があったり、公園整備があったり、都市づくりにつながるんですよ、というような書き方にしたほうがいいのではないかなということで今回の経緯になりました。そういったところで前回とは大きく構成が変わったという経緯がございます。以上になります。

【加藤委員】

よろしいでしょうか。

【佐藤委員】

流れとしては何となくわかるのです。せっかくパワポで、よりわかりやすく説明をできるような形にしたと思うのですが、やっぱり唐突感があるのは、改正に当たっての中間でこういう兼ね合いがあって、それで今回はより町民に対して意見を求めるためのマスタープランにしていきたいというようなものがあったのですという、非常に入りやすかったかなと思ったものですから、工夫が必要かなという感じがしましたので。まあ、わかりました。工夫していただければ。

【事務局】

ありがとうございます。

【加藤会長】

ありがとうございます。貴重なご意見ありがとうございます。そのほかございませんでしょうか。お願いします。

【柳下委員】

この改正に当たって、まちづくり条例などを制定と書かれておりますけれども、

具体的に条例を制定するという事になると、かなりこの新たなマスタープランに寒川のこれからのあるべき姿が盛り込まれると思うのですけれども、いきなりこの条例というのはどのようなものと考えての、「条例等」と書いてありますけれども、具体的にお考えになっていらっしゃるのでしょうか。

【加藤会長】

いかがでしょうか。まちづくり条例等のお話ですけれども。

【事務局】

今回はちょっと唐突に書いている部分があります。

実際、すぐにまちづくり条例をつくるということではなく、今回、都市マスタープランをつくっていく過程の中で、1章のところで、つい先ほど、5つのテーマを掲げたとお話したのですけれども、そういった中で、5つのテーマの例えば寒川よさとしては、1章の2番目に書いてあるように「空が広くのんびりした町」。このような声が多く聞こえたりしました。きちんと目に見える形で進めていけないといけないと考え、今は案として、まちづくり条例というのを書かせていただいている次第です。

なので、まちづくり条例の詳細については、ここで示していくというわけではなく、これをきっかけにこれから考えていくということで考えています。

【加藤委員】

よろしいでしょうか。

【柳下委員】

全然よくない。全然見えないのに何でこれに入れたのかということの説明がなされていなかったかなと思います。今回の改定案の中で評価すべきことは、つまりこれを実効性あるものにする。それと、その実効性を、町民の方に当然のごとくまちづくりに参加していただくのですから、そのような意見を反映させると。

しかしながら、町民の、町民のと言いますけれども、これは総合計画と表裏一体をなすものであって、マスタープランといえば、ハードの面がきちんとあって、ソフトの面が保障されるという面があるわけです。今回の改定案というのは、町民は、やはりハードよりもソフトの面が強調されて、改定の骨子となったのかなと、それは推論はできますけれども、やはりそこに、それを担保するハード面の、実効性を担保するものが非常に抜けているという気がします。

その点については町は、どのようにお考えになっていらっしゃいますでしょうか。

【加藤会長】

ハード面の担保についての話ですね。

【柳下委員】

ええ。そうしないとソフトも、例えばまちづくりの安全とかも、やはり道路の安全性とかいろいろなハードな面が担保されずに、ソフトが実効性あるものになるとは思えませんので、その点についてはいかがでしょうか。

【加藤会長】

いかがでしょうか。お願いいたします。

【小林都市計画課長】

今委員のほうから、総合計画とマスタープランとの関係というお話もございました。マスタープランのほうはこの先20年を見据えた計画ということになってございます。

委員の仰っていることはごもっともなことでございまして、その担保というところは、総合計画の実施計画、これはスパンは3年計画でございすけれども、その実施計画が今のこのマスタープランのどこにぶら下がっているか。そういうものを今、検討を始めたところでございます。検討をしているところ、検討というか、調査というか、どこに何がぶら下がっているかを確認している作業を行っているところでございます。ですので、今後、3年で総合計画のほうが終わるわけで、そのときには今度、総合計画を策定するときには、このマスタープランを見ながら総合計画のほうも実施計画も立てていくという関係性を、企画部門と調整を図りながら行っていきたいと考えてございます。以上です。

【柳下委員】

町の骨格をなすマスタープランですので、ぶら下がりということでもなく、やはり全体としての中での位置づけというより、こういう町と。それは一致しないとおかしいので、一致させていただかなきゃいけない、それは私が言うことではない、自明のことだと思いますが、その点はしっかりと考えて進めていただきたいと思います。

それとあと1点だけですが、この案を町民の方の意見を聞くということで、これはどのくらいの案に対して町民からご意見が寄せられましたでしょうか。具体的にどのようなご意見があったかお知らせいただけますか。この資料に関するご意見をお聞かせくださいということで、この骨子案についてです。

つまり何を言いたいかということ、町民の参画を得てこれはつくるということ、

やはり1人でも多くの方が、寒川町をこういう町にしたいという、この案に対してのご意見はどのくらいありましたか。

【加藤会長】

マスタープランに対する町民の意見の反映ですね。お願いいたします。

【事務局】

骨子案についてですけれども、意見のもらい方として、骨子案を公表してからまずやったことは、平成27年度に町民アンケートで調査を2,000通行ったときに、大体40%くらいの確率でアンケートが返ってきました。その中で、直接町と一緒に、こういう計画をつくるときに意見を言いたいという声が大半ありました。

今回、町民アンケートをした方に再度、平成28年度の部分に記載がある町民意見交換会の案内を送らせてもらいました。

結果、町民意見交換会は全部で2回開催したんですけれども、この写真の右上の様子が町民意見交換会です。このときに参加していただいた方は全部で十数名来ていただいています。実際に2時間くらい行いました。

皆さんに配らせていただいた素案の0-5ページに少し詳細を書いています。町民意見交換会、ワークショップということで、具体的に2回やって何人来たというのを書かせていただいています。その後、産業まつりと、役場1階の展示ポスターセッションで、役場の1階では12月の1カ月間展示させていただきました。そこでは、直接私たちが立って意見を聞くということはやっていないんですが、ポスターをそこに置かせていただいて、皆さんの意見をポストイットに書いてもらい張ってもらったり、シールでこういう町にしたいという様子を投票したり、左下の写真です。そういった形で役場のロビーでもやらせていただきました。

実際今まで、役場のロビーとか産業まつりでは、今まで、都市計画課でもやってこなかった経験なのですけれども、今回やらせていただいて、数としては、具体的に何名というところまでは調べていないのが現状ですが、イメージとしては、産業まつりのときには約50名以上の方が来ていただいて意見をもらいました。

あとは役場1階にポスターを展示したときにも、恐らく数十名の方がやって来ていました。それぞれ来ている方も、世代もばらばらで、例えば職業とかもばらばらの方が多かったかなと思っています。具体的な数を一応ここには書いていますのですけれども、0-5ページのところに、役場でやった展示のポスターセッションというところでは、500票くらい、シールを張ってもらう形でやりました。具体的にやった内容としては、こういった内容です。

そういった中で出てきたのが、ちょうどこの0-5ページに書いてある詳細になります。暮らしぶりのアイデアということで、町民意見交換会では、寒川町のよさとして、安心感、のどかで暮らしやすいというような意見、こういうところをもっと生かしてもらいたいというようなお話があったり、若い人たちの流入を促進できるような取り組みがあったり、町自体の質の向上ができるといいのかなとか、あとは実際に、今町の中にある既存のいろいろなものをうまく生かしたりすることができるというのではないかという意見をいただいています。

あとは役場の1階でポスターセッション、直接付せん紙に意見を書いてもらった主な意見としては、こちらにも書いているとおり、生活のしやすさが寒川町のよさですか、のんびりしているところ、あとは実際に田舎っぽいがそこまで不便過ぎないよさ、というのが実際の寒川のよさなんじゃないかと。

そういったよさというのがあったり、バスをもっと便利にしてもらいたいとか、子どもがもうちょっと安心して遊べる公園だとか場所があったりするといいなと。あとそれ以外に、富士山への眺望というのも結構大きなキーワードとして出ていました。そういったところが皆さんの寒川町に対しての心のよりどころにもなっているのかなというのが町民意見交換会などを通して出てきたというような形になります。以上、こちらの0-5ページに書いているのがその概要になります。以上になります。

【加藤会長】

ありがとうございます。都市マスタープランそのものは、法律の改正で、市民参加でつくるんだと、実は平成4年になったんですね。当初、作ったときはどうされたかわかりませんが、今回のマスタープラン改定については、相当頑張って町民の意見をくみ上げて反映させたという、そういう位置づけなのかなと思いました。それが、この都市計画マスタープランをつくるに当たって市民参加でやっていますので、そこでこぼれ落ちたものとか、そういうものをまちづくり条例でくみ上げるというのは他の自治体でもよくやられていることなのですね。

まちづくり条例といっても、全く町民参加だけをイメージしたのでもなくて、実はハードとソフト両方なのです。

というのは、ハードの部分では、今まで町にあった開発指導要綱というのをきちんと、例えば道路の話とか、宅地の規模とか、そういう話につなげていく道具でもありますので、まちづくり条例というのは、ハードもソフトも両方入っているので、ここに書いてあるのはそういう意味も込められているのかなと私は解釈しているのですが。貴重なご意見ありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか。何かご意見などは。じゃあお願いします、千葉委員。

【千葉委員】

実は昨年から、自治連の役員をしている関係で、いろいろな審議会に共通して出させていただいているわけです。今、都市計画についてはご担当のところですが、それ以外にも総合計画審議会だったり、まちづくり推進会議もあつたり。幾つかに出ていると、皆さんそれぞれご専門の方が、自分の担当としておやりになっているのはわかるのですけれども、一番トップに、寒川町があつて、その下に「さむかわ2020プラン」とか、それぞれの部分が、自分のところが持つべき担当に対してずっと掘り込んでやっているのですが、どっちの話が主なのがわかりません。本来は上位の計画があつて、それに基づいてそれぞれ下におろして、その中でこういうのが幾つかあるよという、そういう理解の仕方をしたいのです。

担当いただくのは、それぞれ専門の方々です。計画が町として機能するとき、縦筋では動いているのはよくわかりますが、本来は横串を通す動きがないと、基本的に町民のためになることをやっているとはならないのではないかと。3つに出ていると、それぞれが重要ですよというお話になりますから「どういう上位の方針があつて、それを受けたのがこれであり、この範囲のことをやっています。」ということが何かわかるようになる方法はないのかなと思っております。

【加藤会長】

ありがとうございます。事務局からお願いできますか。

【小林都市計画課長】

ご意見ありがとうございます。確かに役場の中にも計画がいっぱいあつて、わかりづらい、そういう部分もございます。今、委員から横串というお言葉もいただきました。この辺が役場のほうでも今取り組んでいるところでもございます。その辺、やはり、町の上位計画としては総合計画「さむかわ2020プラン」が上位計画になりますので、その辺と整合性を図りながら、この都市マスタープランについては、私どもはその総合計画の中に位置づけられたものの中のハード部分を特化したものというような認識でつくってございます。ですので、その辺を、町民の皆さまにもわかりやすく伝えられるような計画づくりを心がけていきたいと思っております。よろしくお願ひします。ありがとうございます。

【加藤会長】

ありがとうございます。よろしいでしょうか、そのほか。

【松久委員】

もう一つ。A3のこの用紙あります。これをちょっと出してください。この中の第1章で、序章というのがあつて色々書いていて、第1章で唐突に、毎日の

暮らしやすさが感じられる町とか云々と、ずっと書かれています。唐突に何でこういうふうになったか、ここまで来る過程がわからないのですが、何かデータはあるんですか。

【加藤会長】

こちらですか。第1章の？

【松久委員】

そうです。この「毎日の暮らしやすさが感じられるまち」と、ぼんと出てきました。それは何かのデータに基づいて多分やっていると思いますが、それを教えてくれるとありがたい。それはこのマスタープランを読めばわかるということですか。

【事務局】

そういうことでよろしいです。

【松久委員】

わかりました。

【事務局】

柳下委員の質問でも答えさせていただいたとおり、皆さんに今回、参考までにお配りしている冊子の序章の部分に、今までの町民の方からの意見交換とか、そういった部分を踏まえてこういうキーワードが出てきたということで書かせていただいています。

【松久委員】

そうですか。

【事務局】

詳細、その経緯に関しては、先ほどお話しさせていただいた内容になります。

【松久委員】

これを読めばわかるということですね。それから、さっきの自治会長さんの意見と重複すると思いますが、A3概要版を出してもらえますか。

そこにキーワードと。もう少し上に上げてください（スクリーンのスライドを指しながら）。目指す暮らしとまちのすがたとあります。項目に、暮らし、町のすがた、キーワードとあります。そのキーワードの中に、先ほど言った、部

門または課が関係するんじゃないかなと思うんです。例えば生活の利便性というのを町のどこがやってくれるかわからないです。地域コミュニティーはどこの部署、自然環境、緑の形成をするのはどこ、住環境、交通というのでずっとあります。ここの横串を通すという、先ほどの理解でよろしいですか。そういうことでよろしいですかね。それはどういう頻度でやろうと計画しているのかが、これがうまく進むポイントじゃないかなと思いますがいかがですか。

【加藤会長】

横串にしていくという意図はあって、どういうスケジュールでということですか。

【松久委員】

そうです。

【加藤会長】

どういうスケジュールでこれを進めていくかということのようですね、ありますか何か、事務局のほうで。

【松久委員】

なければならぬ結構です。まだこれからだよということで。そういう理解でよろしいということによければ理解はできます。

【加藤会長】

そういう理解でよろしいようです。

【松久委員】

そうですか。では着実にやっていただくことを切に望みます。

【加藤会長】

ありがとうございます。それでは最後の報告事項に入らせていただいてよろしいでしょうか。

それでは（３）になりますが「田端西地区の区域区分の変更等について」、事務局からご説明をお願いいたします。

（事務局より報告事項（３）の説明）

【加藤会長】

ありがとうございました。それではただいまのご説明につきまして何かご意見がございましたらお願いしたいと思います。

【二ノ宮委員】

町の決定の5項目があったんですけど、まず聞きたいのは工業系用途を指定しているという項目がありましたけれども、どのような工業系を目指しているんですか。誘致に当たって。

【廣田参事】

町がなぜこの事業を行うかというのは、税収を期待しての話になりまして、そうならば固定資産税、土地・家屋、そして償却資産をもくろんでございますので、町としては、それらの効果が最大限発揮できる製造業ですね。ただしそれには限度があって、周辺の住居系との兼ね合いもございますので、重化学工業とか、そういったものは想定してございません。それを地区計画で規制する部分にはなりません。基本的には製造系をもくろんでおります。ただし、ちょっと難しいところがございます、組合施行ですので、地権者が組合員になったときにその組合がどう判断するかという部分も一方でございます。町としては少なくとも製造系を予定していきたいと。

【二ノ宮委員】

じゃあそれについて。製造系を誘致するに当たって高さ制限を指定しているという項目がありますけれども、その点についてはどのようにお考えで高さ制限を設けているのでしょうか。製造系ですと、やっぱりやはりどうしても上へ上へ行きたいじゃないですか。そこに網をかけているということは、出てくる会社にとって非常にネックになる部分だと思うのですけれども。

【加藤会長】

いかがでしょうか。

【廣田参事】

この高さ制限につきましては、おっしゃるとおり、工業系については寒川町全体の高度地区に準拠した31メートル。制限はかけますが、それよりも抑えることはしません。この高さ制限を設けた意図というのは、住居系がございまして、その辺の環境の調和も図らないといけないという意味で、あとは沿道系の利用で

す。沿道系も高いものが建てば住居系に影響がございますので、その辺の部分を規制しようという意図をもって導入するものでございます。

【二ノ宮委員】

わかりました。

【加藤会長】

よろしいですか。地区計画の案は、もう出来つつあるということですか。

【廣田参事】

はい。

【加藤会長】

そのほかございますでしょうか。

ありがとうございました。それではただいま3件の報告事項を終了させていただきたいと思えます。

【加藤会長】

そうしますと次、5. その他に移りたいと思えます。委員の皆様から何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。事務局のほうで何かございますか。

【事務局】

はい。

【加藤会長】

お願いいたします。

【事務局】

今年度の今後の都市計画審議会につきましては、11月から12月ごろ、及び年明けの計3回の開催を予定してございます。なお、次回の都市計画審議会につきましては、現時点の議題といたしましては、本日皆様にご報告させていただいた都市計画道路の変更について諮問、答申を行わせていただきたいと思いますと考えておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。以上でございます。

【加藤会長】

	<p>ありがとうございます。よろしいでしょうか。それでは進行を事務局にお返ししたいと思います。ご協力ありがとうございました。</p> <p>6. 閉会</p> <p>【黒木都市建設部長】</p> <p>会長ありがとうございました。これで本日予定しておりました案件は全て終了いたしました。本日は長時間ご協力くださりまして誠にありがとうございました。</p> <p>次回の開催はまた決まり次第ご連絡させていただきますので、本日はこれもちまして、平成29年度第1回寒川町都市計画審議会を終了させていただきます。</p> <p>大変お疲れさまでした。</p> <p style="text-align: center;">— 了 —</p>
<p>配付資料</p>	<p>資料1-1 寒川町都市計画審議会条例</p> <p>資料1-2 寒川町都市計画審議会委員名簿</p> <p>資料2 説明用スライド資料</p> <p>資料3 寒川町都市マスタープラン改定の概要（A3）</p>
<p>議事録承認委員及び 議事録確定年月日</p>	<p>出席委員全員により承認（平成29年8月26日確定）</p>